松田町特産品開発事業補助金

松田町の地域資源や特性を生かした特産品の開発及びその販売を促進し、情報発信することにより、松田町の知名度の向上、観光振興及び地域の活性化を図るために行われる事業に対して補助金を交付します。

補助対象となる特産品は、町の情報を発信することができる**町で生産される農林水産物やそれを使用した加工品・民芸品・工芸品**です。

制度の概要

補助対象者 ※いずれかに該当	①松田町に住所を有する個人又は松田町に住所を有する個人が半数以上いる団体 ②松田町に事業所を有する法人
補助対象となる開発事業	①地場産品や地域資源を使った新規商品 ②町の特性を活かした農林水産物の生産や新規商品 ③町のイメージが理解され、広く町民や観光客に親しまれる新規商品
交付額	補助対象経費の３分の２以内（上限２０万円）
補助対象経費	・謝金（講師・専門家等謝金） ・旅費（講師・専門家等交通費） ・研究開発費（原材料費、機械器具・工具購入費、技術コンサルタント料、加工費、デザイン料、商標登録料） ・事務費（印刷製本費、広告宣伝費）
申請書類	①交付申請書（第１号様式） ②事業の内容がわかる説明書類 （例）事業計画書、予算書、販売計画書、見積書、商品イメージ等
注意事項	補助金交付決定前に事業に着手された場合は補助金交付対象外となります。交付決定日以降より補助事業を開始することが可能となります。申請を検討される方はお早めにご相談ください。
申請及び お問い合わせ	松田町 観光経済課 商工農林係 ℡ ０４６５－８３－１２２８ （平日 ８：３０～１７：１５） 町公式ホームページ